

令和5年度第1回 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会・議事録

- ・日時 2023（令和5）年4月10日（月）午後2時～
- ・場所 鳥取県立図書館 2階 大研修室（鳥取市尚徳町101）、オンラインを併用

1 出席委員（全員出席、18人中、会場参加16人、オンライン参加2人）

（1）会場参加

- 遠藤 明子 委員（虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会） 代表）
- 大谷 喜博 委員（（一社）鳥取県手をつなぐ育成会 会長）
- 伊井野 一郎 委員（鳥取県重症心身障害児（者）を守る会 会長）
- 藤田 和子 委員（（一社）日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事）
- 山中 千容子 委員（（一社）日本ALS協会県支部 幹事）
- DAICHI 委員（（大）鳥取大学 学生）
- 福島 史子 委員（鳥取県いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカー
スーパーバイザー）
- 平井 和恵 委員（（一社）鳥取県助産師会 会長）
- 手嶋 恒久 委員（男性介護者ネットワーク鳥取県 代表）
- 岩岸 直美 委員（県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士）
- 坪倉 孔喜 委員（（社福）日南福社会理事長）
- 青木 淳英 委員（（学法）藤田学院鳥取短期大学 准教授）
- 高垣 智恵子 委員（智頭町福祉課 参事（福祉事務所））
- 池田 伸夫 委員（北栄町地域包括支援センター センター長）
- 西井 通 委員（鳥取県民生児童委員協議会 理事）
- 中山 孝一 委員（鳥取県商工会議所連合会 幹事長）

（2）オンライン参加

- 朝倉 香織 委員（（社福）鳥取県社会福祉協議会 事務局長）
- 寺田 真里 委員（日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長）

2 事務局

（1）会場参加

- 中西 眞司（鳥取県福祉保健部 部長）
- 松本 秀樹（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 副局長 兼 福祉保健課長）
- 八本 晃一（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進室 室長）
- 森 直樹（鳥取県子育て・人材局家庭支援課 課長補佐）
- 三浦 敏樹（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進室 課長補佐）

（2）オンライン参加

- 小椋 誠（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 課長、どりねこプロジェクト
代表）

3 審議会での決定内容、主な意見

（1）審議会の運営関係

- ・新たに審議会の運営規程を制定した。
- ・委員の互選で委員長に青木委員（鳥取短期大学准教授）、委員長の指名で副委員長に大谷

委員（鳥取県手をつなぐ育成会会長）を選任した。

- ・委員（手嶋委員）から委員以外の参加について質問があり、事務局より、議決には参加しないものの、オブザーバーとして傍聴やご意見をいただくことは可能と回答した。
- ・委員（平井委員）から日程を1か月・2か月前に決めていただくと万難を排して参加したいと意見が出され、事務局から日程調整を余裕を持って動きたいと回答した。

（2）条例の制定を受けた事業の検討状況

事務局の説明を受けて委員から質問や意見が出され、事務局が回答して、審議会として確認した。

- ・委員（平井委員）から子育て世帯訪問支援臨時特例事業について、①既存事業との兼ね合い、②実施予定の市町村、③財源について質問があり、事務局から①既存事業をまず活用し、既存事業がない場合にこの事業でカバーする、②現在は資料記載の5市町で実施予定だが、担当部局で他の市町村に働き掛けを行っている、③財源は国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 と回答した。
- ・委員（大谷委員）から制度・事業はあるが実際にサービスを提供する場所・事業者がないことも多く、その部分に対しても充実を図っていただきたいとの意見があり、事務局から制度はあるが利用できない状態にある地域や種類について引き続き充実に努めたいと回答した。
- ・委員（手嶋委員）から、障がい者の事業や介護保険を一緒にしてワンストップのサービスが提供できないかとの意見があり、事務局から事業制度を点検したいと回答した。
- ・委員（遠藤委員）から、生まれた市町村や住んでいる市町村で差が出ないように、総ての市町村で事業に取り組むようにすべきとの意見があり、事務局から、地域差が出ないような事業の建て付け、取り組みをしていきたいと回答した。
- ・委員（伊井野委員）から、支援機関の連携強化のための情報共有はハードルが高いが、そこを乗り越えなければ地域の方との連携ができないので、それができたら、との意見があり、事務局から、委員の皆さんとも意見交換しながら情報の扱いを考えたいと回答した。
- ・委員（福嶋委員）から、社会福祉士会で条例の研修会を開き、①具体的な事案を発見した場合にどこに繋ぐかが明確であることが必要、②繋いだ先はコーディネータ力が必要で力量ある職員を育てていくことが必要との意見が挙げられたと紹介があり、県内では福祉専門職を配置していない自治体もある中で、具体的な研修をどう組んで行くのかと質問があり、事務局より、広く参加いただける研修でコーディネータの能力を図りたいと回答した。委員からは、誰でも参加できる研修は周知や啓発であり、支援機関のコーディネータの力が要となると指摘があった。
- ・委員（朝倉委員）から、①県は、実施しようとする市町村の支援より、市町村が実施に向けて動き出す支援を行うことが大事、②現状や課題把握にはアウトリーチが必要で、各課で把握した内容を県庁内で共有することが必要、③市町村と県で課題がまだあるのではと考えるベースを一緒に作っていただきたいと意見があり、事務局より関係部局と連携しながら現状把握、情報共有の取り組みを充実させたいと回答するとともに、条例の制定時に議会から市町村の理解をいただき条例が機能するようにとの意見をいただいております、市町村とコミュニケーションをとりながら進めたい、アイデア段階であるが研修の認定制度も考えていると回答した。
- ・委員（藤田委員）から、①事業を行って孤独・孤立を感じる人が減ったか当事者の意見

を聴く場が必要との意見、②ピアサポート事業は市町村と県がそれぞれ行うのか連携が出来るのかとの質問があり、事務局から①事業の検証見直しで声を聞く機会を工夫したい、②ピアサポートは市町村の取り組みに差があるので活動を支援したいと回答した。

- ・委員（手嶋委員）から患者会のピアサポートには支援がないとの意見があり、事務局からアイデア段階だが包括的な支援制度を作りたいと回答した。
- ・委員（手嶋委員）から、患者会で同じ病気の人との繋がりや心を開くまでの時間が早い、相談にあたる専門職は5年に1回替わり（注：有期雇用のため）、その待遇改善（注：審議会前の質問では10年に延長）が秘密を隠したい人に手を差し伸べることになるのではとの意見が出され、事務局から関係課とどういう取り組みが出来るかしっかり考えたいと回答した。
- ・委員（DAICHI委員）から、ヤングケアラー同士のSNS上のコミュニティは既にあり、管理や周知の活動が大切との意見があり、事務局から、広報はホームページとマスコミへの資料提供を考えておりこれから検討したい、有益な情報の提供や不適切なやりとりがないように管理人を配置する予定と回答した。
- ・委員（伊井野委員）から、ピアサポートは同じ悩みを持つ物同士の集まりだけでなく、地域で暮らしていくために力になるピアを探す活動にも取り組んでおり、その重要性を受け止めてもらいたいとの意見が出された。
- ・委員（遠藤委員）から、①ひきこもりのピアサポートは手弁当であり、米子では社会福祉法人の社会貢献活動で居場所を借りている、②倉吉と鳥取の会は主に活動していた人が体調不良で活動が休止している、③支援をして上げたいこととして欲しいことに差がある場合もあり、特にひきこもりの当事者にはその状態が安定している状態のこともあるので、本人や経験者の声を聞いて欲しい、④相談するには勇気がいるので相談に来た人を傷つけず受け止めることを学ぶ研修をしてもらえばありがたい、との意見があり、事務局からお話を聞いてしっかり取り組みたいと回答した。
- ・委員（高垣委員）から、①重層的支援体制整備事業にのっていない市町村には体制がとれなかったり委託先がないなどの事情がある場合もあり、思いを持つ市町村が落ちないようにとの意見と、②アウトリーチの訪問事業で何回かの訪問で秘密を打ち明けられるような緩く長く繋がる関係づくりも出来るようになったと報告があった。
- ・委員（大谷委員）から、困っているものの解決のために団体が出来たため会員が減少がしているが、現在でも難しい相談を受けることもあり、市町村の窓口や障がい者支援担当者に相談があった場合に、団体のことを紹介してもらいたいとの意見があった。

（3）報告事項 とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

事務局の説明を受けて委員から質問や意見が出され、事務局が回答して、審議会として確認した。

- ・委員（藤田委員）から、プラットフォームと審議会の関係や情報提供について質問があり、連動すべきとの意見が出され、事務局から、プラットフォームは取り組みを進めるもので審議会は意見を伺う場であり設置の趣旨や目的は違うが、プラットフォームでの意見を審議会でも考えることも想定され、進め方を上手にしていきたいと回答した。

（4）その他 バッジ・リボン

- ・委員（福嶋委員）から、あいサポートバッジやオレンジリボンのように意識しやすい、ものを作っただけならうれしいとの意見が出された。

4 議事録

1 開会

松本 副局長 兼 福祉保健課長（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課）／

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、孤独・孤立を防ぐ、温もりのある支え愛社会づくり審議会を開催いたします。

最初に県の福祉保健部長・中西よりご挨拶申し上げます。

中西 部長（鳥取県福祉保健部）／

失礼いたします。県の福祉保健部長の中西と申します。

本日は第1回、孤独・孤立を防ぐ温もりある社会づくり、温もりのある支え愛社会づくり審議会を開催いたしましたところ、大変ご多忙のところご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、このたび、委員の大役をお引き受けいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

皆様ご承知の通りでございますけれども、家族、核家族化の進行、都市化の進展、また社会の高度化複雑化等によりまして、家庭を取り巻く環境は大きく変化をしております、典型的にはヤングケアラーですとか、老老介護、8050問題、といったような課題が現在クローズアップをされております。

こういった課題を取り扱う条例を検討するため、昨年度、家庭支援研究会を立ち上げました。

研究会に参加をしていただいた、皆様本日多く、この審議会にもご参加をいただいておりますけれども、6回にわたる研究会を重ねまして、そして議会でも議論をいただきまして、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり条例として、昨年12月に制定をされまして、本年の1月1日から施行されました。こういったことでございます。

研究会では、様々なご意見をちょうだいいたしまして、当初研究をスタートしましたときよりも、非常に幅広く、地域全体で孤独・孤立を防いでいくための導きとなるような条例を、にしていたというふうに思っております。

ただ、条例ができただけでは、目的を達成するということには繋がりませんので、具体的な施策は今後重要であります。本審議会では、施策の実施状況、点検を行うとともに、推進のための審議、調査審議を行うとして、設置をさせていただいたものでございます。

条例はまだスタートしたばかりでございますし、また孤独・孤立を防ぐ温もりある社会づくりに終着点というものは、もしかするとないかもしれませんが、常に施策を前進させるために、そしてその姿に近づけていくために、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

本日は限られた時間ではございますけれども、ご意見を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

松本 副局長／

ありがとうございました。

本日、この県立図書館の会場に16人、オンラインでお2人のご参加をいただいております。本日は最初の審議会ですので、ご出席いただいている委員の方からお名前、所属団体等を伝えただけだと思います。

それと資料1の名簿の順番でお願いしたいと思います。事務局よりお名前申し上げますので、

続いて、お名前と所属団体、一言ご挨拶をお願いいたします。

八本 室長（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進室）／

それでは資料 1 の名簿の順番でお名前の方、読み上げさせていただきますので、一言ずつ、よろしくをお願いいたします。一番最初の遠藤委員様、よろしくお願いします。

遠藤 委員（虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会） 代表）／

では失礼します。琴浦町で「虹の会」という不登校や障害、ひきこもりの親の会をしています。遠藤といいます。

倉吉の発達障がい親の会、保護者のピアサポートの会さんと一緒に、去年の 7 月に居場所をつくりました。NPO 法人ピアサポートつむぎという NPO 法人を作りまして、そこで今活動もしております。よろしくお願いします。

八本 室長／

では続きまして、大谷委員様、お願いいたします。

大谷 委員（鳥取県てをつなぐ育成会会長）／

皆様お世話になります育成会の大谷です。よろしくお願いしますと思います。

うちの子は知的障がいということで、本来ですと、本人が何でも決めていくのが本筋ではございますけども、なかなか障がいの関係上、親が支援に当たってるという団体です。

今後とも本当にいろんな面で皆さん方と協力して、1 人でも多く、悔いのない時間を過ごせればと思いますので、よろしくお願いします。

八本 室長／

伊井野委員様、お願いいたします。

伊井野 委員（鳥取県重症心身障害児(者)を守る会会長）／

本日はお世話になります。鳥取県重症心身障害児(者)を守る会の伊井野といいます。

私たち最も重い重障児、それから、特に最近なんです但在宅で暮らしてるこの重障児、の親達、それから医療的ケアなどというところもありまして、そういった方と手をつなぎ合わせて、何とか地域で暮らしていくためにということで、今頑張っております。

ただ本当に重症心身障がい児者ということ、周知がなかなかされてないんですが、ぜひこういった向こうにある支えあいが広がってですね、少しでも温かい、手が繋がれるような気持ちに、それと皆さんの温かいご支援をいただけるような、形のもの条例になっていくことを願って、今日、参加させていただいております。

どうぞ今後ともよろしくお願いします。

八本 室長／

藤田委員様お願いします。

藤田 委員／（(一社) 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事）

日本認知症本人ワーキンググループの代表理事をしております、藤田和子です。事務局は東京

なんですけれども、私は鳥取に住んでいますので、認知症のある本人として、鳥取で活動を展開しています。

認知症のある人たちが、出会う、つながる、社会参加が出来るように、鳥取でもタウンミーティングとか、ピアサポート活動とか、しています。

たくさんの人たちが、本当に本人さんたちが、色んな方と出会って社会参加ができるように、鳥取県も充実して、活動が充実していきたいなど、思っています。よろしくお願いします。

八本 室長／

山中委員様、お願いいたします。

山中 委員（(一社)日本ALS協会鳥取県支部 幹事）／

皆さまこんにちは。日本社団法人、あ、一般社団法人日本ALS協会の鳥取県支部幹事をしております山中と申します。私のほう、昨年度から参加をさせていただいております。難病の方で、パソコンをしながらのウェブでの会議参加というのがなかなか難しい状態にあります。そういった中で、私も支援者の一人として、会長さんのケアマネージャーをしております、会長さんの声の代弁をして行きつつ、難病の方が、自宅で暮らすような制度が充実して声が届くような、審議会のかづくりになれたらなど思っております。よろしくお願いします。

八本 室長／

DAICHI 委員様、お願いいたします。

DAICHI 委員（ヤングケアラー、鳥取大学）／

皆さんこんにちは。本日はよろしくお願いします。鳥取大学工学部4年のDAICHIと申します。

自分はヤングケアラーということで、大学在学中に母の介護に携わりまして、そこからの色々縁があって、ヤングケアラーの方の対応を今しております。昨年度は1年間、オンラインサロンという形でヤングケアラーの支援に関わってきました。ヤングケアラーは今おっしゃられたとおり、ピックアップされていて、様々な問題があると考えております。これらの問題に、解決できるよう平和な時代に早くできるよう、ご協力をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

八本 室長／

福島委員様お願いします。

福島 委員（鳥取県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー）／

皆さまこんにちは。鳥取県教育委員会いじめ・不登校総合対策センターでスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをしております。今年で8年目になります。それ以前は市町村、う
ちょうと、それから県立高等学校でスクールソーシャルワーカーをしておりました。それ以前は市町村で相談業務をしておりましたので、一応立場としては0歳から18歳、高校卒業、なると、もっと年齢が上となるお子さんもいらっしゃいますが、その方達の対応を教育委員会の、考えている部署の立場にいる職員です。

いじめ・不登校総合対策センターは、いじめと不登校だけに関わるものではありません。子ども

が関わるあらゆる問題、あるいは「子どもがこうしていったら、きっと楽だろうな」ということを考えるセンターです。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、すべての校種にまたがりますので、教育委員会として出来ることを、知事部局の家庭支援課さんと一緒に考えていく、こういったところもして行こうと考えているところです。本日はよろしく願いいたします。

八本 室長／

平井委員様、お願いいたします。

平井 委員（鳥取県助産師会 会長）／

皆さんこんにちは。鳥取県助産師会の平井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

助産師の職能団体ですので、妊娠中から産後のお母さん達というものが中心になりますけれども、人生の初めのその誕生のところで、まずは孤独・孤立を、孤独を防ぐということが本当に大事な話だと思います。お母さん達にも本当に一人で頑張っている、「ワンオペ育児」などという言葉もありまして、そういったところも、これ、躓きのような所を全くなくして、そして一生を、赤ちゃんが大きくなってからも、またネットワークを作れる子ども達になっていくということも、お手伝いしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

八本 室長／

手嶋委員様、お願いいたします。

手嶋 委員（男性介護者ネットワーク 鳥取県 代表）／

すいません。男性介護者ネットワーク鳥取の、から参りました、手嶋恒久と申します。よろしくお願いいたします。

高齢者の老老介護、それから認知症、私は男性介護の道に入りましたのは、認知症ではないんですけど、まあ他の病気の関係で、ちょっと御意見を言わしていただきたいと思います。

専門職ではないので、今でも別の介護とか全然全く違う会社で働いております。まあ、ちょっと、専門的などところは解らないんですけど、参考になる意見が合ったらお話ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

八本 室長／

岩岸委員様、お願いいたします。

岩岸 委員（県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士）／

こんにちは。鳥取県東部にあります。渡辺病院で、渡辺病院の診療連携課というところでソーシャルワーカーをしております、岩岸直美と申します。

私の方は、依存症支援拠点機関のコーディネーターのほうもさせていただいております、薬物であったりとか、アルコール依存症の方、ギャンブル依存症の方、今あのインターネットとか、便利なんですけどもね、インターネットとかゲーム依存の方、とても孤独になりやすいという状況は見受けられます。そういった方々の声を是非、この会に反映させていただけたらと思ひまして、今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

八本 室長／

坪倉委員様お願いいたします。

坪倉 委員（(社福) 日南福祉会 理事長）／

日南福祉会・理事長をやっております、坪倉と申します。私のほうの法人ではですね、空いている部屋、18床、ちょっと使っていないのがありましたんで、一昨年から、冬期入所ということで、老人、ひとりの、おひとりに住んでおられる方ですね、そういった方に入ってもらって、冬季の間、またはそのまま続けて1年中入っておられるかたもございますけれども、そういう形でまあ老人の方をですね、お年寄りの方は雪かきなんか大変困られますんでですね、そういうところで、対応をまあやっております。

それからあと、施設内で保育園を持っておりまして、平日は幼稚園という幼稚園保育園をやっ、町の施設でやっておりますけど、土曜日だったらやっているところはありませんので、土曜日を中心に、町内のを希望される方を受け入れて、お子さん達を受け入れております、そういうような状況でございます。私もよくわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

八本 室長／

ではちょっと、名簿の順番ちょっと飛びますが、高垣委員様、お願いいたします。

高垣 委員（智頭町福祉課）／

失礼いたします。市町村のほう、福祉ということで智頭町から来させていただきました。高垣千恵子と申します、よろしくお願ひいたします。

私は普段福祉事務所が平成23年（注：2011年）からできまして、その当初からですね、福祉事務所の方に在席させていただいております。令和4年度からは重層的支援体制整備事業の方を始めておりまして、その事業になって、まだまだ自分が知らないこともたくさんありましたし、実際在宅で困ってらっしゃる方がたくさんいるっていうことも、わかってきている状況ですそんな中で、この会議の中でいろいろ勉強させていただいたり、逆に現状ですとかそういったこともお伝えできたらと思ひます。

八本 室長／

池田委員様お願いいたします。

池田 委員（北栄町地域包括支援センター 所長）／

失礼します、北栄町地域包括支援センターの池田と申します。私は市町村の介護ということで、行政の直営の地域包括支援センターで仕事をさせていただいております。日々ですね、介護の問題であるとか、老老介護、そういったケースについて、包括支援センター内、もしくは地域のケアマネージャーさんと一緒にいろいろ検討しながら業務を行っております。

智頭町と同じくですね、本町についても重層的支援体制整備事業ということで行っております、障がい、分野の職員だとか、困窮分野の職員だとか子育て分野の職員と一緒に訪問したりとか、そういったケースも多々ありますので、そういうふうな対応をさせてもらっております。

私、この委員会、勉強もありますし、北栄町でやってることをもし持ち帰り参考にすることがあればということで、参加させてもらいました。よろしくお願ひします。

八本 室長／

すいません。朝倉委員様、音声はこちらの方は聞こえてるんですかね。

はい。

お声の方が、こちらの方に、

はい、一言ご挨拶の方お願いできればと思いますけど。

ちょっと音声が届かないようでございましてですね、申し訳ございません、こちらの方が聞こえとるんですよ。

ちょっとすいません、音声の方が調子が悪いみたいですいませんちょっと。またちょっと後程調整をさせていただければと思います。大変申し訳ありません。

ちょっと朝倉委員ちょっとお名前飛ばさせていただいて、西井委員様、お願いいたします。

西井 委員（鳥取県民生児童委員協議会 理事）／

失礼いたします。鳥取県の民生児童委員協議会の方から参加させていただいております。西井通と申します。どうぞよろしく願いいたします。

日頃は、米子市の民生児童委員協議会の代表として活動しております。この審議会では、人と人の絆づくりについて、考えていければいいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

八本 室長／

中山委員様、お願いいたします。

中山 委員（鳥取商工会議所連合会幹事長）／

皆さんこんにちは。鳥取県商工会議所連合会の中山といいます。よろしく願います。

商工会連合会というような県内に4つの商工会議所がありまして、その連合組織ということでございます。今回冊数参加させていただいたのは温もりのある支え愛の社会づくり、この社会づくりの中ですね、一つはこの我々の関係する職場での時間の過ごし方というか、暮らし方みたいなところが関係し、と思いますので、また、いろいろ勉強させていただきながらこういう社会が実現するように努力してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

八本 室長／

寺田委員様、お願いできますでしょうか。

ちょっとやはりこちらの関係かも知れませんが、ちょっとお声が届かないようでございましてですね大変申しわけございません、日本労働組合総連合会鳥取県連合会の副事務長、結局事務局長でいらっしゃいます、寺田委員様。

それからちょっとすいません。

同じく音声の方が、いろいろ調子悪いってということで、お声の方が、こちらに聞こえておりませんが鳥取県社会福祉協議会の朝倉部長様。この度、事務局長になられたのですね。ということで、よろしく願いいたします。

え、ちょっと最後の方になってしまいましたけども。青木委員様、よろしく願いいたします。

青木 委員（鳥取短期大学准教授）／

皆さんこんにちは、初めまして。鳥取短期大学の青木と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は地域福祉を専門に研究をしております、地域の皆さんの活動を、どうすれば進めていけるのかっていうようなところを中心にやっております。

併せて、市町村の各種の福祉計画の策定であるとか、社会福祉協議会の活動計画の策定なんかに参加をさせていただきながら、行政の側とそれからまあ民間というか、の皆さんの活動がうまく重なるようにですね、それをどうすればいいのかなってというようなことを今、最近は考えております。どうぞよろしく願いいたします。

松本 副局長／

皆様ありがとうございました。途中音声等、聞こえなくなって大変申し訳ございません。では次に進めたいと思います。

2 審議事項

(1) 運営規程の制定

松本 副局長／

それでは続きまして、審議事項に入りますが、その前に、この審議会の根拠となります、鳥取県孤独、孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくりの推進条例につきまして事務局よりご説明させていただきます。

八本 室長／

はい。失礼します。お手元の方にも資料 3 と右肩に書いてあるものを、ご用意いただきたいと思っております。

冒頭の方で部長の方から、この条例の検討の背景、経緯、そういったところは、お話の方もございましたので、その辺りはちょっと割愛のほうさせていただきます。

ただ昨年 5 月に条例の研究会っていうのを立ち上げさせていただきました、6 回に渡ります会議を開催させていただきましたり、あるいは各関係機関団体の方との意見交換をさせていただきましたし、あるいは当事者の支援の団体の方へのアンケートであったり、或いは家族や援助の状況希望などを当事者の方から聞き取るといったような委託調査のほうをさせていただいたり、それから市町村のそれぞれ担当課の方との意見交換等々を重ねて参りまして、そういったお声を反映させていただいた中で、この条例のほうを策定させていただいたということでございます。で、本年 1 月 1 日に施行ということでございます。

資料のほうでございませうけども、書かせていただいている通り、ヤングケアラー、老老介護、8050 といった課題に対しまして、地域の絆を活かし、対策を行って、孤独・孤立を防いで、誰 1 人取り残さない社会づくりを目指すといった条例でございませう。昨年の 12 月議会で可決されまして、先ほどの話で 1 月 1 日に施行をさせていただいております。

条例のほうに県、市町村、関係団体、こういったところの役割を規定させていただくとともに、支援が届いていない方の発見、或いは支援会への繋ぎといったネットワークによる取り組み、それからその強化。

或いは個人情報情報の活用と保護。例えば縦割りではなくて、包括的に支援する市町村の体制整備であったり、制度の創設等による狭間の方への対応。支援や相談等を担う人材の育成確保。それから、延長する人、援助を受ける人。それぞれ共通する支援施策について、県と市町村が連携協力して取り組む内容を、条例のほうで別表の形で、規定させているということの構成になってございます。

後ろの方には条例の方の、全文をつけさせていただいております。こちらの方の説明のほうはちょっと省略させていただきますが、その下のほうのスライドのほうに県市町村の取り組みというふうに書かせております、書かさせていただいておりますが、これにつきましても審議事項の

(3) に、関連する内容でございますので、ここでの説明のほうは割愛させていただきます。
また以後でございますけれども、条例のことについては以上でございます。

松本 副局長／

ただ今の条例の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

ではよろしければ、次に下に沿って進めさせていただきます。

では続きまして審議事項の 1、運営規定の制定に入りたいと思います。事務局より提案いたします。

八本 室長／

すいません資料が戻る形になりますけれども、資料の 2 というものを、ご準備いただければと思います。孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の運営規程、案ということでございます。

こちらのつき方につきましてでございますけれども、第 1 条の目的の方でございますけれども、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例第 14 条第 7 項、下のほうに参考としてですね、参考 1 のところに、条文の抜粋をつけさせていただいておりますけれども、この規定に基づきまして、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会の運営に関しまして、必要事項を定めることを目的とするということにしております。

第 2 条でございます。この審議会に委員の互選による委員長 1 人を置くということでございまして、2 項では、委員長は、審議会を進行する。

第 3 条でございます。審議会に、委員長の指名による副委員長を置くということでございます。

2 項でございますが、委員長に事故があるときは副院長がその職務を行うということでございます。

第 4 条でございます。この審議会は、委員長が招集する。

第 2 項、審議会の委員でございますけれども、必要と認めるときは、委員長に審議会の招集を求めることができる。

第 3 項でございます。福祉保健部長は委員長に審議会の招集を求めることができる。

会の庶務でございますが第 4 条、会の庶務は福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課、のほうで行うということでございます。

附則といたしましてこの規定は、ご承認いただいた日から施行というふうに考えてございます。以上です。

松本 副局長／

はい。それではただいまの提案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

手嶋 委員／

すいません、お伺いします。この審議委員会の中に、正式な委員さん以外に、もっと、支援者というかオブザーブというか、そういう方を、2 年間ありますので、参加させてもらってはだめなんでしょうか。

八本 室長／

はい、ありがとうございます。

この資料の2の方にもですね、裏面の方に、参考の2として、附属機関条例というのをつけさせていただいております。こちらの方に、第5条の方に書かさせていただきたいと書いておりますけども、先ほどお話もございました、ことにつきましては、この審議会でも、委員さん方の半数以上の皆様方の同意ということがございましたら、そういったことも可能というふうを考えております。

ので、そういった方々のご意見を伺った方がいいということでございましたら、

中西 部長／

すいません。オブザーバー、オブザーバーとして参加していただくということでございましょうか。

手嶋 委員／

そうですけど、あの、今ここにおられる委員さんみたいに組織名とか、名前、特定しなくてもいいような条件で、出ることができますか。

中西 部長／

審議会の議決に参加するということには、基本的にはメンバーでないとなかなか難しいんですけども、会議を傍聴していただいたりとか、ご意見いただくというようなことで、おき、オブザーバー的に参加していただくことは可能と思いますけども、そういった取り扱いでもよろしいでしょうか。

手嶋 委員／

はい、結構です。

中西 部長／

またその節はお話をさせていただければ対応させていただきますのでよろしく願いいたします。ありがとうございます。

松本 副局長／

ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。

はい。どうぞ。

藤田 委員／

すいません、先ほどのあの、オブザーブ参加ということ、聞かれた、真意というか、どういう必要性というか、何を求めてそのような質問をされたのか、お聞きさせていただきますでしょうか。

手嶋 委員／

えっと、ま、真意といいますか、色々昔から色んな条例とか法律とかありますけど、昔から色んな条例とか法律とかありますけど、それを、一般の方に、解ってもらってるのは、すごく難しいと思います。

それで、その今回、孤独・孤立を防ぐ意味合いという審議会というか協議会ございますけど、

なかなかそういうのがうまくわからない、使えないっていう人の生の声を、今まで家庭支援研究会とかいろいろやってる人がいるんですけど、実際こちらにも本人が来ておられますけど、他にも、いろいろありますよね。提供される用とか色々ありますよね、それとまた、2年間、この会議2年間あるので、来てもらって、ちょっと顔を出したくないとか、名前は伏せといた方がいいよっていう人もおられると思いますんで、そういう条件でもよかったら来てもらって、お話を伺えたらよりこの皆さんの一般の市民の、県民の皆さんに使ってもらいやすいようなことができるんじゃないかなっていう気がします。

藤田 委員／

ありがとうございました。この会の、審議会の委員の皆さんから声を掛けるっていうことも、できるのでしょうか。こういう感じのオブザーバーもやってよいのかなと思いましたけど、

八本 室長／

またちょっとの進め方とかですね、そういったご意見もあると、またそのやり方については、ご相談させていただいたりしながら、ということでもよろしいでしょうか。

松本 副局長／

はい、ありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。

はい。ではいただいたご意見はあのう、ご意見をまた次回以降の会議等を計画する際に、進め方等また、ご相談させていただきたいと思います。

それではその運営規程そのものにつきましては、資料2の通りとして定めさせていただくということでもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは本日付けで、この運営規定とさせていただきたいと思います。

(2) 委員長の選任 (2 審議事項)

松本 副局長／

続きまして審議事項の2、委員長の選任に入りたいと思います。引き続き事務局より説明をお願いいたします。

八本 室長／

先ほど承認をいただきました運営規程の第2条の方に基つきまして、事務局といたしましては、委員長の方に、鳥取短期大学准教授の青木委員の方をお願いしたいと考えております。

松本 副局長／

はい、ただいま事務局より提案いたしましたけども、提案の通り、委員長を鳥取短期大学の青木先生をお願いすることとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(会場、拍手)

松本 副局長／

ありがとうございました。それでは本審議会の委員長を青木先生をお願いしたいと思いま

す。それでは以後の進行につきましては、運営規定によりまして、青木先生にお願いしたいと思いますが、青木先生よろしくお願ひいたします。

青木 委員長／

はい。皆さん、よろしくお願ひいたします。それでは進行を引き継ぎたいと思います。

(副委員長の選任)

青木 委員長／

まずですね、運営規定の第3条に、副委員長を置くということになっております。副委員長の方が、委員長が指名するということになっております。

私としましては副委員長をですね、鳥取県手をつなぐ育成会の大谷委員にお願いしたいなというふうに思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

青木 委員長／

異議なしということで、はい。

(会場、拍手)

大谷 委員／

ありがとうございます。足手まといにならないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

青木 委員長／

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

(3) 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定を受けた事業の検討状況(2 審議事項)

青木 委員長／

それでは続きまして、福祉、審議事項の3ですね。鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定を受けた事業の検討状況について、事務局より説明をお願いいたします。

八本 室長／

それでは資料の4、右肩の方に資料4と書いてある資料の方をお手元にご準備ください。鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例制定を受けた事業の検討というふうに冒頭書いております資料になります。

こちらの制定を受けた事業の検討状況でございますけれども、これらの統一地方選の関係で今年度当初予算が骨格予算というふうになってございまして、関連の新規拡充の事業といたしましては、以下に記載のような事業に取り組む予定としております。

まず一つ目の孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業についてでございますけれども、こちらの方、今日おまとめいただいているこの審議会の開催経費であったり、あるいは県内の鳥取、倉吉、米子にございます県立ハローワーク内に設置の相談窓口、こちらはそれぞれ週2回の対面相談、それから年中無休の電話相談を委託実施する事業となっておりますが、こ

ういったものへの経費でございます。

次の孤独・孤立を防ぐための市町村の包括的支援体制強化事業でございますが、こちらのほうには住民に身近な市町村が、複雑化複合化した支援のニーズに対し、包括的に取り組む体制整備に努めるということが、社会福祉法で規定されてございますので、記載されてございますけれども、国が定める包括的な支援体制のモデル的なスキームでございます、重層的支援体制整備事業。こちらの米印のところ、小さな字で書いてございますけれども、相談支援、参加支援、地域づくり支援、こういったものを一体的に取り組む市町村に対して、事業の実施経費を支援するというものになってございます。

次の子育て世代訪問支援臨時特例事業でございますけれども、家事育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラーなどがあるご家庭を訪問支援員が訪問いたしまして、食事の準備、洗濯、掃除、買い物代行といった、家庭支援、家事支援や、保育所の送迎などといった、育児支援、こういったことを行うことで、家庭や、教育環境を整えて、虐待リスク等を防ぐ取り組みを補助するというところでございます。

裏面の2ページでございますけれども、こちらの方は現在検討中の事業ということでまとめさせていただいておりますが、条例の策定過程で条例制定後に、市町村や関係機関、団体の方から様々なご意見をいただいております中で、条例に基づきます、あるいは関連いたします取り組みの財政的な支援への要望をたくさんいただいております。こういった声に、極力おこたえしていく形の事業を検討していきたい、というふうにも考えておるところでもございます。

(1) のところでございますけれども、既存のサービスで十分な援助ができない、制度の狭間にある人への支援として、地域の社会資源の活用、制度創設など地域の実情に応じて取り組む市町村の事業を支援してはどうかというところで考えております。

(2) でございます。アウトリーチを含めた相談体制の整備充実といたしまして、支援が届いていない方への、方の実態の把握。あるいは支援機関・団体との連携などによる体制の整備、こういったところに取り組む市町村への支援。あるいは行政や関係機関、団体の相談窓口を広報させていただいて、相談にたどり着きやすくする取り組みの充実であったり、関係機関の連携を強化するための情報共有。或いは研修の開催。こういった取り組みを充実させていってはどうかというふうに考えております。

(3) のピアサポートの推進、自助グループとして、ですが、同じ悩みを持つ方々が、互いの胸の内を聞いてもらったり、経験に基づく、助言などし合える活動が、非常に当事者にとりましては、救いとなる。しかしながら活動費のこともあって、安定した活動ができないというふうな声もお聞きしておりますので、こういった活動費の方を助成させていただくと、いうふうに考えております。

(4) でございますが、家庭内援助に関する理解を深めるための情報の提供、あるいは研修の充実。普及啓発として、ヤングケアラーの元当事者によります、出前授業を学校で行って啓発すると。

あるいは抜け穴同士が悩みなどを共有していく、しやすくするためのSNSを活用した交流の場の提供をしていってはどうかということを考えております。

最後(5) でございますけれども、人材の育成といたしまして、支援の調整を担う人材の育成。それから、複雑化複合化した、または幅広い相談を受けとめて、適切に専門の相談支援機関等につなげるコーディネートの能力、こういった向上を育成するための研修の実施を検討してはどうかというものでございます。

現在のところこれらの事業を検討してございますけれども、今後引き続きまして、多方面の方々のご意見をいただきながら、既存事業の充実、それから新規事業の創設、こういったものを検討

していきたいということを考えております。説明の方は以上です。

青木 委員長／

はい。ありがとうございました。ご提案いただきました。

オンラインの音声ですね、デバイスをちょっと変更されたということで、お声が聞かせて戴けるかどうかってちょっとテストをさせていただきたいと思います。寺田委員、あのちょっとお声を聞かせていただけますでしょうか。

寺田 委員（日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長）／

聞こえますか。

青木 委員長／

あ、聞こえます。

寺田 委員／

聞こえますか。

青木 委員長／

はい、聞こえます。ありがとうございます。

朝倉委員、いかがでしょうか。

朝倉 委員（(社福)鳥取県社会福祉協議会 事務局長）／

はい、朝倉です。聞こえますでしょうか。

青木 委員長／

はい。聞こえます。どうもありがとうございます。

朝倉 委員／

ありがとうございます。

青木 委員長／

はい。これで皆さん、発言できますので、続けていきたいと思えます。

はい。資料、今説明していただきました。資料 2 の方ですね、ありますように、本審議会はですね、県の施策について、必要な事項を調査審議すると。それから実施状況を検証するというこのために設置をされているというものになります。

昨年の 12 月にですね、条例が制定された後、この 4 月から今年度ですね始まり、すでに当初予算の取り組みをされて、事業の。今後ですね補正予算等でですね実施を検討されてる事業もございました。

これらを踏まえてですね、委員の皆様からご質問あるいはご意見をお伺いしたいと思っております。ではご意見、ご質問等がありましたら挙手をしていただければと思います。よろしく願いします。

はい。どうぞ。平井委員です。

平井 委員／

ありがとうございます。すいません、この事業のですね、子育て世帯訪問支援臨時特例事業というのですけれども、この家事支援、育児支援っていうのは、いわゆる特定ニーズ等に対する、養育支援訪問だとかいうような事業があるんですけど、こうしたものとの兼ね合いっていうのはあるのでしょうか、すいません教えてください。

青木 委員長／

事務局の方よろしくお願いします。

森 課長補佐（鳥取県子育て・人材局家庭支援課）／

はい、家庭支援課の森と申します。お尋ねの件ですけれども、既存の事業で活用できるものがあればそれを使っていただいて、そこで、その仕組みでは変わらなくて、他のサービスもないっていうふうでしたらこの事業でカバーしていくというような形になります。

平井 委員／

じゃあ、ここに書いてある1, 2, 3, 4, 5の市町が、しまちが手を挙げておられて、そこが利用しようかというようなことになっているという、ことでよろしいでしょうか。

森 課長補佐／

そうですね、はい。今、5つの市町が手を挙げていらっしゃるって、それとは別に市町村回りをですね、しております、子育て・人材局の方で、で、他の市町村へも働き掛けを行っているという状況です。

平井 委員／

なるほど、そうしますと例えばこれ、よくあるのが県が半分出して市町が半分出すというような、そのような予算立てみたいなのがしてあると思うんですが、そうした感じのイメージでよろしいでしょうか。

森 課長補佐／

その通りです。国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というような財政の負担になっています。

平井 委員／

はい、わかりました、ありがとうございます。

森 課長補佐／

はい。

青木 委員長／

よろしいですか。はい。

それでは他に、ご質問ご意見等ございましたら。

はい。よろしくお願いします。

大谷 委員／

すいません、育成会ですけど、少しちょっとかけ離れた部分があるかもわかりませんが、ちょっとお尋ねをいたします。

といいますのは、本事業の最初の段階で、アンケートと、どういうことですかということ、取らせていただいてそれを提出さしていただいたんですけども、当会の関係、また団体等からのちょっと中で出たのは、出ているということなんですけれども、事業はあるが、福祉に対する事業はあるが、使える場所がない。サービスはあるんだけど使える場所がない。

だから法的、条例で行くとか、ほぼ、事業としては、決まってるんだけど、そこを実施してる場所はない。それはかなり多くあるという。

この狭間ということはそれにない部分というふうにとらえ方をすればいいと思うんですけども、やはりそこが充実してないのに、狭間の部分と言われても、狭間に行くまでもなく、その充実してない部分が多すぎて、困るということが現実問題としてあります。

で、その辺のことについてまあ、県のほうとしてもいろんな事業所であるとか、サービス機関に対して依頼をされてることと思うんですけど、今後の施策の中で、やはりそういうものが充実していかないと、別に土地的な部分じゃなく、いろんなサービス、介護もそうですけども、その部分で、取り残される。事業としてはあるんだけどやっているとこがないから、それを使うことができない、ということがかなり多く発生していると思います。ので、その部分に対しても、ここにはない部分として、是非とも充実を図っていただかないと、狭間というイメージが湧いてこない。

ということもあると思いますので、ちょっとすいません。部分的にこれ、ちょっと外れるかもわかりませんが、意見として、ちょっとかつ聞き取りだけでも結構ですので、お願いしたいと思います。以上です。

青木 委員長／

いいですか。事務局からコメントは、特に。

手嶋 委員／

続けていいですか。

八本 室長／

大谷委員の、ちょっと。

青木 委員長／

そうですね、ちょっと、はい。

八本 室長／

大谷委員様の方からいただいたお話でございますが、いろいろ県の方、どんどん事業をさせていただいている中で、なかなかそれが十分に活用されてないのではないかと。で、その中で狭間というところの話をして、もともとある事業のやっぱり充実といいますか、そういったところを十分活用いただいた上で、それから次の政策と、いうところにつなげていかなきゃいけないんじゃないかみたいな、そういったお話でよろしいでしょう。

ご指摘、その通りだというふうに理解をさせていただいておまして、まずやはり今ある事業をですね、十分に情報としてお届けさせていただいて、その中で、それがちょっと十分活用して

いただけないっていうところに、そこにどういう隘路があるか、それが使いにくい事業となっているのか。あるいはその、それぞれのニーズに十分にここマッチしないっていう形になっているのかその辺りも、まず情報が届いてないのかっていうところも含めますし、今の事業の形が、十分にニーズをお応えできる形になってるのかっていうところも、やはり検証といいますか、そういったところもまた、同時に必要になってくるかと思いますので、ご指摘、しっかりと受けとめて、この審議会でも十分に議論いただいたりご意見いただきたいというふうにして、いければと、いふうに思っております。

青木 委員長／

よろしいですか。

中西 部長／

すいません。ちょっと若干補足をさせていただきます。

先ほど大谷委員さん、大谷委員さんからありましたのは、例えばある事業があっても市町村によっては取り組んでいないとか、あと取り組む、サービスを提供してくださる事業者がいないとか、そういったことかなと思います。

おっしゃる通りだと思いますので、多分様々な障がい福祉の分野ですとか高齢の分野ですとか、様々な分野で、制度はあるけれども利用できない状態になっている地域とか、種類っていうのがあると思いますのでそこは引き続き充実するように、努めていきたいと思えます。

ありがとうございます。

青木 委員長／

手嶋委員さんどうでしょうか。さっきに当たっていましたので。

手嶋 委員／

私もそう思うんですね結局。制度自体はあるんだけど、事業者さんがいないだとか、そういう事態が多々ありました、今までも。それで利用者さんはおつても、事業者さんがいないからダメだと言われて。で、統合していくことはできないんですか、例えば障がい者の、介護保険のとか、色んな枠がありますけど、これを例えば子どもさんの病児ケアとかも一緒にしたりして、例えばこれをもうちょっと、ワンストップにして、色んな人に使ってもらおうとか、こういうのは県では出来ないんですか。

青木 委員長／

事務局、では、お願いします。

八本 室長／

今お話いただいた通り、あるいは大谷委員様のほうからもございました通りですね、今ある事業なり制度のほうが、なかなか使っていただけていないという現状もあるということ。

あるいは手嶋委員様のほうからは、統合といいますか、今の事業方針、組み合わせたりとかということでより使いやすいものにしていってはどうかみたいなご提案というふうに受け止めさせていただきましたけれども、当然そういったものの中には、あつたりする部分も可能性としてはあるかもしれませんので。そういったところはちょっと我々のほうもしっかりと、そういったものが、そういったもので組み合わせるとそれが有効になっていくのかというところも、そういった

視点で、ここはいろんな事業制度の点検というのも必要になってくることもあろうかと思えますし、そういったことは逆に、委員の皆様方からもいろいろお声をいただいて、我々の方もちょっとそういったところを点検させていただいてとか、というところで行ければと思いますが、よろしいでしょうか。

青木 委員長／

はい、ありがとうございます。

はい、すいません、どうぞ。

遠藤 委員／

この条例の、そもそもの、考え方としてというか、県としてこの条例を作って、じゃあしていきますよってなりましたよね。今回も、その説明を見させていただいて、実施予定の市町村が限られているっていう言葉は私とっても驚いてしまって、じゃあ何で県でこの条例で作ったんだろうって、する市町村しない市町村、みたいなことがあっては、このそもそもの、誰1人取り残さないとか、孤立・孤独を防ぐとか、そういうことって、きちんとカバーしていけるのかなって、周知はもちろんですけど、考え方として、どうして一斉に、予算のこととかいろいろあるんだとは思いますが。ここに載らない市町村、生まれた場所住んだ場所、とかで、こう区別されるっていうのがなんかすごく悲しいなと思って、ちょっとびっくりしているところです。

ここにこんな、「実施予定が」って載せなくてもいいように、していただきたいなっていうのがあるんです。なので、今、こうなのかもしれませんけれども、早急にこの括弧（注：実施予定の市町村）を外せるように、何とか考えていただきたいなって、それは私たちが考えなきゃいけないのかもしれませんけども、そういうふうにしていただきたいなと思います。

青木 委員長／

事務局、お願いします。

八本 室長／

ありがとうございます。おっしゃられた通りで、実施予定というところで、全市町村が持ってきてないということで、地域差、県内でも地域差っていうところが、あるということには当然なっていないようにしていかないといけないと思っておりますので、ちょっと市町村によって、地域のいろんな事情実情というのもございます。ただ、これを活用いただかないから、各市町村の取り組みの方が、ちょっと不十分、十分じゃないのかっていうところにすぐ直結するかどうかっていうところも、部分としてあるかもしれませんけども、当然、これの方といたしましても、たくさんたくさん、それぞれの地域差等が生じないような、十分、底上げしていけるような事業の建て付けだったり、取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、引き続きそういった視点のほうも踏まえて、実施に向けた取り組みもしていきたいと思えます。

青木 委員長／

よろしいでしょうか。

他に。はい。すいません、先に。お願いします。

伊井野 委員／

すいません。守る会の伊井野です。孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

の中の、肝となる部分といたしますか、誰もが声が上げやすい、みんなで何か、中で、手を挙げやすい条例になることが、目的ではないかと思っております、特にその中で聞いてみたいことは、支援機関の2番目です。検討中の事業の。

支援機関の連携強化のための情報共有、というところがありますし、それから、このチラシの方にですね、個人情報の活用ということがあります。声が上げやすいためには、地域で暮らしていくための情報っていうのは、かなりデータベースといたしますか、個人情報というところもあるんですが、一番難しいところでありまして、個人情報を共有するのか活用するということでも、かなりのハードルがあると思うんです。

ただそこを乗り越えなければこの条例も手が挙げやすいものにはならない。声を、地域の方と連携とっていくことができないんじゃないかとすごく考えるんですが、この個人情報の活用の今後の方法であるとか、その情報の共有ですね、そういった部分をどう取っていくのかなというところがちょっと、出来たらなと思っております。

青木 委員長／

はい、ありがとうございます。事務局の方からお願いします。よろしいですか。

八本 室長／

はい、ありがとうございます。個人情報のお話は、先ほど、お話もございました通り、この条例を作る中でも、そういったところをの、なんでしょう取り扱いっていうのがやはり重要だと、というようなご意見もありました。

この条例の方の、条文のほうにもですね、その辺りの方も、条立てをさせていただいて、個人、第9条というところに書かせていただいているんですが、個人情報の活用と保護というふうに、書かせていただいております。

ものによってはですね、当然法律に基づきまして、個人情報のほうを活用できると、いうようなものもございますが、要対協（注：要保護児童対策地域協議会）とかですね、あるいは、支援会議ケース会議みたいなもので、そういったものが予定されてるものもございますが、それ以外のところにつきましては、今のところ考えておりますのはやはり基本的にはご本人の同意に基づく、ところっていうのがやはりベースなんだろうな、というところで、あとはその同意をどの範囲まで取るのか、とか、その辺の取り扱いですね、そういったところも、より慎重にはありますが、ちょっとそこを超えていかないと、やはりその必要な支援が増えていかないと、ましてやその複雑複合した課題に取り組んで行こうというところでございますので、いろんな支援機関、関係機関が携わっていったってことでございますので、そのあたりは、委員の皆様方もちょっといろいろご意見をいただきながらですね、情報の取り扱いについて、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

青木 委員長／

よろしいでしょうか。

他に、手を挙げていただいた、はい。

福島委員。はい。お願いします。

福島 委員／

本日、私がお尋ねしたかったのはこの条例ができて、変わっていくといいな、あるいは強化されるとよいなと思っていたところが、現在検討中の事業の第1項です。人材の育成と、について

です。このケアラー条例ができるにあたって、鳥取県の社会福祉士会の方でも皆で勉強したいという声がありまして、今年の3月4日ですけれども、ヤングケアラーに一応特化したんですけれども、ヤングケアラーに関することということで、社会福祉士としてどう向き合うのかというテーマで、研修をいたしました。

いつもは1つの委員会が研修をするんですけれども、今回は、こども家庭支援委員会と、地域社会多文化委員会という2つの委員会が共同で開催をいたしましたところ、高齢であったり障害であったり病院で会ったりという所で働く、ソーシャルワーカーがこの会に参加してくれました。

その中で、具体的に事案を発見したときに、どこに繋ぐのかが明確であることが必要、それから、例えばそこに繋いだとしてそこにしっかりとコーディネートの力があるかどうか、そこを育てていくことが必要ではないかという声が出ておりました。例えば児童ですと、先ほど室長が申しあげましたように要保護児童対策地域協議会という、法定協議会があるのですが、その、法定協議会の中で、きちんと受理してもらうことや、それで、本人ソーシャルワーク、総ての世帯の中の方を対象としたソーシャルワークを考えるのに、やはり力量のある職員の養成が必要ではないか、ということが挙げられました。

本日御参加の智頭町や北栄町さんでは、専門職を配置しておられて、そのところの強化を図っておられますが、県内19の自治体総てがそうではない、そこらあたりをどのように考えて、例えば具体的な研修をどう組んで行こうかと思っていられるか、お聞かせいただけますと、大変ありがたいと思います。

これは児童分野だけではなく、重層的支援体制も含めて、あらゆる市町村の業務の中に、コーディネート力のある職員を配置していくことにつながると思いますので、ご回答いただけたらうれしく思います。お願いします。

青木 委員長／

はい。では事務局の方、よろしいですか。お願いします。

八本 室長／

ありがとうございます。福島委員の方からお話ございましたとおり、やはりその支援に携わっていく方々の、その、スキルアップも含めてですけれども、そこ、そこはちょっと上げていかないといけないというところも当然我々の方としても、意識をしております。研修っていうところが、人材育成というところで、その条文の所にも、そういった点が条例のほう、させていただいておりますけれども、そこをやはり、一つ、しっかりと取り組んでいかないといけないと思っています。

で、現在のいろんな研修を、はさせていただいたりとかしてると思うんですが、そこをちょっとやはり整理、させていただいたりとかですね、ちょっと、新たに例示のほうもちょっと事業として向かっていこうということも考えてございまして、先ほどちょっと福島委員の方からございましたコーディネートの能力だったりとか、どこに繋いでいったらいいとか、この辺りは情報の共有とかっていうことになるのかも知れませんが、そこをしっかりと横の繋がり、支援する人、方々もネットワークとしてしっかりと繋がって、そういったところに携わってる方とのしっかりとそういった能力の向上を図っていくところを、ですからその研修の内容もそうですし、いろんな研修してる中で、やはりいろんな方が参加できるような研修っていうところ、もしかしたら情報が十分届いてなかったりということもあったりするかも知れませんが、中身もそうですし研修の方に広く参加いただくような形の方もちょっと考えていかないけんというふうに思ってますし、あるいは皆様方なかなか現場の方々といいますか支援を實際されてる方

てというのは、例えばお忙しくて研修にもなかなか参加できない、参加することも難しいっていうなお話もいただいていますので、そういったお声も聞いていますので、研修のやり方、というところも、工夫も一つ必要になってくるのかな、ですからやり方と中身であったりも、しっかりとそこは、考えさせていただきながら、充実を図っていきたいというふうに考えております。

青木 委員長／

よろしいでしょうか。

福島 委員／

誰でも参加できる研修っていうのは、コーディネートに流れる機会っていうのは、すいません、誰でも参加できる研修っていうのは、周知だとか啓発だったりとかいうのはあると思うんですけど、要になりますのは、こういった支援機関のしっかりしたコーディネートの力だと、まずそこが、しっかりと回していただくことっていうのがすごく大切だと思っています。よそのことを言うだけではなくって、自分のもちろん教育の所もそうですので、考えていかなければならないかなと思っています。

地域福祉の青木先生が委員長になってくださったんで、とても楽しみにしております。条例ができたので、強化されたと、皆さんに安心していただくためにも、お示しできるのはうれしいなと思っています。

青木 委員長／

はい、ありがとうございます。

朝倉委員、お願いしてよろしいでしょうか。

朝倉 委員／

はい、ありがとうございます。委員長、先ほどの遠藤委員の話ですとか、先ほどの福島委員の話にも関連するんですが、今、提案いただいているものは、あくまで実施をしようとする市町村の支援で、今本当に大事というか足りないっていうか、しっかりやらないといけないのは、県としてやらないといけないのは、そういうふうに市町村が向かっていけるところ、向かっていくための動き出すところの支援なんだと思っているんですね。うん。

で、包括的な支援体制整備というところで、今回挙げていただいているんですが、なんだったね、先ほど大谷会長、大谷委員のお話にもありましたけど現状把握ですとかいろんな課題把握、共有というところから含め、県としてもやっぱりしっかりアウトリーチをしていかないといけないんじゃないだろうかなというふうに思っています。で今、実際に先ほどの説明にもあったように、課ごとにはね、事業ごとには市町村に出向かれたり、いろいろもされているし、把握もされてたり調整をされてるんだと思うんですけど、やっぱり各部の動きも、県庁の中でもう少し共有いただいたりですとか、いろんな重層(的支援事業)に向けて包括的支援体制整備に向けてとか、長寿(社会課)のやってらっしゃる生活支援体制整備だとか、いろんな支援チームも、ありますよね。そういったものをもっとしっかり共有しながら、動いていけたらいいなということをお願ひ、これはお願ひです。

先ほど研修の話もあったんですが、やっぱり広く参加を求める、もちろん誰でもというよりはそういうものに関わる、今までだったら分野ごとにやってたものを、分野横断的にその核になる人たちを養成するっていうことは、私どもも県から委託を受けて研修をしてはいるんですが、こちらはそういうつもりで流してもですね、やっぱり市町村が、こういうことに取り組んでいこう

という気持ちがなければ、研修にも出ていただけないという状況もございますので、やっぱりそのね、何だろうな、いままず今お金がつくからやろうっていう時代じゃもうなくなっているんだというふうに思っていますので、それぞれ、何でしょうね、これやれてるんであればいいけれども、やれてると思ってるけど本当にそれで足りるのかどうなのか、ね、いろんな課題がまだあるんじゃないのかなっていうのをもう少し丁寧に、市町村と考えていけるベースを、ぜひ県には、一緒に作っていただけると嬉しいなと今あって十分にね、機能しきれてないもの、やっぱり部分的にはすごくしっかり機能していただいているところもあるというふうに思っているので、もう少し県庁内の共有と、私たち、一緒に動かしてもらいたいなというふうに県社協としてはいろいろ思っていますので、もっと積極的に行くっていうのは市町村に、やね、いろんな人たちはアウトリーチアウトリーチってお願いをしてるとかですね、促進をかけてるところですので、やっぱり県もそういった向きで今、いろんな意味で、なかなか動きにくい大変な状況もあるかというふうには思いますけれども、そういったとこ一緒に作っていければ、ありがたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。事務局の方からコメントありますか。

八本 室長／

はい、ありがとうございます。各市町村のほうに、よりやっていただきやすいような取り組みであったり、県庁の中でもしっかりと部局横断の取り組み、情報共有も含めてっていうところで、県の方でもしっかりと現状把握なり強固な共有、しっかり連携を図って取り組んでいくようにというふうなお話だったかと思います。

おっしゃる通りでございますので、当然、我々の方もしっかりと関係部局とも連携をさせていただきながら、しながらですね、この取り組みの方をより充実させていきたいと、いうふうに思っています。ありがとうございます。

中西 部長／

すいませんちょっと若干補足をさせていただきたいと思います。今朝倉委員さんからもお話がありましたし福島委員、遠藤委員さんからもございました。多分総じて、市町村、の皆様による、やる気を持っていただかないと、うまく進まないのかなという話かなと思いましたがけれども、実はこの条例を作るときに議会でもかなり議論がございまして、最終的に附帯意見という形で、議会から注文が付く形になってます。でその注文といいますのが、ちょっと条例を作る間に研究員、研究会で様々なご意見をいただきながら進めたんですけれども、市町村の皆さんの理解がうまく進んでないんじゃないかという、議会の方の問題意識がございまして、議会の意見として、ちゃんと市町村の皆さんのご理解をいただいて、実際この条例が機能するようにしてくださいという意見をいただいた、議会の方から注文がついております。

それを受けまして、年末から年始にかけて市町村の皆様と個別にお話もさせていただいております。ただそれでまだ十分というわけでは全くないと思っていますので、条例の中にも市町村の皆さんに主体的にこういったことに取り組んでいただきたいということも入れていただきましたので、これから、いろいろとコミュニケーションをとりながら進めていきたいと思っております。

そういった点で、市町村のばらつきがあるということでございましたけれども、これまだスタート時点でございますので、これから県といたしましても、重層的支援体制にいたしましても、ヤン

グケアラーの問題にしましても、その他、障がいの分野、介護の部分いろいろございます。こういったところにつきまして、県としても市町村の皆様と十分に意見交換をしながら、できるだけ幅広く取り組んでいただけるように、強力に進めていきたいというふうに思っております。

また人材育成のことはございましたけども、もうおっしゃる通り核となる人材、コーディネート力、どこにつなげていくかということは非常に大事だと思っております。今研修の中身なんかにつきまして、詳細を考えているところですけども、まだアイデアの段階ですが、例えばこういった研修を済んだら、修了されたら、一定の認定制度みたいなのを設けるとか、そういった形で、市町村の皆さんにも窓口の方にお声掛けをしたりですとか、あといろいろな支援機関も窓口の方もいらっしゃると思いますので、そういった方にもお声がけをして、核となる人材に、研修を受けていただいて、コーディネート力なんかをつけていただくような研修を受けていただいて、認定するようなことを考えたらどうかと思っております。まだこれはアイデアの段階でございます。またご意見がありましたら、いろいろと頂戴したいと思っております。以上でございます。よろしく願いいたします。

青木 委員長／

はい、ありがとうございました。

他に、あ、どうぞ。

藤田 委員／

すいません、この事業のお話を聞いていると、やっぱり支援をするとか相談するという、その事業、連携を進める、というふうになっているんですけど、それは仕方がないっていうか、方法論というか、そうだよなって思うんですけども、でも結局それで、孤立・孤独を感じている方達、が、本当にこの条例ができて、事業が進まって、みたいな、できるな、温もりのある鳥取県だなって、思っているかどうかっていうのは、違うもの、別物だと思います。やってる方は、一生懸命やってる、頑張ってる、予算とってやってる。

でそれを「ゆっちゃあぐんだり」打ちあぐんだりとと感じている人たちは、よかったなって思っているかどうか確認するのは、そういう人たち、そうだったのに、孤独・孤立を感じていたのにそうでなくなったわ、というのを確認するのはどうやって確保していったらいいんだろうっていうのは、私の中ではあります。そうじゃないと、そういう人たちが減っているとか、居なくなつたねとかじゃないと、この条例を作った意味がない、だと思えます。

何かどういった意味か解らないんですけど、どうしても事業進んでいることの方に集中しがちですけども、実際その、様々な方達の声、をお聞くというのは、先ほどね、予算もあってということもあってと意見が出たように、やっぱり私たちがやっていることが、皆がやっていることが、これでいいのかどうかは、この、それを感じている当事者本人に聞くという、その場が必要かなと思えます。

それともう一つ、現在検討中の事業の中の3番のところに、ピアサポート推進・自助グループの育成というのがあって、私たち認知症のある本人、ま、ピアサポート、「オレンジドアとっとり」とか、西部の方でも確か、何かあったと思うんですけど、そういう所を推進するのは、市町村レベルでやってるはずなんです、皆さん。その市町村は市町村で、県は県で、っていうふうに、分けちゃうのか、分けないでやっぱり、連携できるのか、私はやっぱりその予算が一本なのか、よくわからないんですけど、現在、やってるところを強化する意味で、連携できるのか、また、県がバックアップとなるんなら、今、まだ、立ち上がってないところも、ピアサポート事業に立ち上げられるとかね、連携が出来ていくのかなって、思ったり。

青木 委員長／

はい、ありがとうございます。どうですか、よろしいでしょうか。

八本 室長／

はい、ありがとうございます。いろいろ事業取り組みをやっていっても、その方当事者の方々に、しっかりとそれが届いているのか、成果効果がどうなのかっていうところも当然そういった視点もですね、必要だと思います。事業実施する、我々も含めてですね、市町村、あるいは関係機関・関係団体の方々が、いろんな取り組みされてるんですけども、それはちゃんと成果効果として上がってきてるのかっていうところは、そこはなかなか検証するのは、もしかすると難しい面もちょっとあつたりするかも知れませんが、当然でもそれはそれとしながらも、やはりその事業を実施する上ではやっぱりその当事者の方々のご意見っていうのも、当然聞くような、お声を耳を傾けられるようなそういったことも考えていかないといけないというように思っておりますので、やっぱり事業をつくっていく上でも、やっぱりそういったお声に、なるべくお聞きするような対応をできれば作っていかねばならないけんような気がしますし、事業を執行していくときにはですね、中でも検証見直しの中でもですね、そういったお声も聞くような機会ももっと工夫していかないけんような気がしています。

あと、ピアサポートの方の話なんですけども、この取り組みっていうのは、やはりそのそういった、今現在そういった課題を抱えていらっしゃる方、あるいは過去にそういう課題を抱えていらっしゃる方っていう方々が、集つたりとかですね、そういった悩みを聞き、立ち寄ってそのピアサポートの取り組みっていうのは非常に当事者の方々にとっては、先ほど説明させていただいたんですけども、非常に気持ちが救われるっていうようなこともあつたりということで、取り組みとしては非常にここ、充実、充実をさせていかないけんという取り組みが、と思っております。

それが市町村さんとかいろんな意見交換をさせていただく中で、それで携わっていらっしゃる市町村と、そうじゃないとかいろいろその、お聞きする中ではいろいろ市町村によってそれぞれ様々だったというふうに、私としてはちょっと捉えてるよなところもありますが、ただそういった取り組みが、例えば有効だというような声もありますので、そういったところに対してちょっと、ある程度というか活動を、支援させていただいたりとか、いうところもちょっと考えていこうというふうにはちょっと、今のところは考えておるところでございます。

青木 委員長／

よろしいでしょうか。はい。

いかがでしょうか。はい。ではお願いします。手嶋委員ですね。

手嶋 委員／

はい。先ほど、言われましたピアサポートで、件について続き、よろしいですしょうか。この会は開かれる事前にちょっと質問を出したんですけど、ピアサポートは、病気の人が患者会とか、色んな集まりとかあるんですけど、こういうのは以前は、以前から、支援っていうのはなかったねすよいね、ちょっと今、患者が集まる患者会とか、病院の色んな集いと、に、その経済的支援とか、例えば人的支援とか、をするっていうことは、拒否される幹事会もあると思うんですけど、そういう支援っていうのはなかったんですよ今まで。

中西 部長／

えーっと、実はいろいろあります。県、県レベル、県としてもやっております。多分、市町村レベルでもやると思うんですけど、例えば県だと、難病の関係もあると思いますし、依存症の関係もあると思いますし、あと、聴覚障がいの方ですとか、様々な、それぞれの分野ごとで医療的ケア児とかですね、いろいろそれぞれの分野ごとで、個別にお話があったところと、支援が必要な、支援が必要だ、支援が必要などころには県の方から直接、補助金なりを出して、いろいろな分野で支援をさせていただいております。

多分、市町村レベルでもそういったピアサポートの支援っていうのがあると思います。県だと例えばがん患者だとか、の方の家族会とかもございまして、自死、自死家族の会とかですね、様々なピアサポートが、に対する支援というのがございます。

ただ、そういったところから、今現在漏れてるところもあると思いますので、そういった、今、まだ助成と繋がりがいいようなピアサポートに対しまして、包括的な支援制度を作ってはどうか、これもアイデア段階のことをちょっと書かせていただいとということでございます。以上です。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。いかがですか。

手嶋 委員／

いいですか。

青木 委員長／

はい。

手嶋 委員／

例えば行政の方なんか、転勤がとかありますよね、その際または説明っていうのがありますよね、4月になるといとか、患者の方がね。

だから、ずっと幹事会があったとしても、またそこからまた、行政の方が来られて、また周りの人がせんといけん、というようなこともあるし、例えば、患者会の運営っていうのは、患者の方もたくさんおられます。そうすると、あんまりよくなならない病気とかということもあるんですよ。

そうしたときに、そういう、例えば、事業としてやっておられる業務だったらまだいいんですけど、こういう小規模な幹事会っていうのは、様態の悪くなった責任者の方がおられなくなってしまったときには、消滅ってことになるんですよ。

それで、何で今までその、孤独・孤立っていうことを、が、そういうことが発生するかっていうと、いろんな行政の方とか、近所の方に調べたくないっていう、深いあれがあるんですよ。回る、全部のか所というんではないけど、私がこういう病気だとか、家族にこういう人がいるとか、これ知られたくないっていうのは、ある程度いろいろあると思うんですよ。

そうしたときに、なかなかそういう心の隅に入っていくっていうのは、すごい難しいと思うんですよ、それで、個別に家族にお話したからそんなにそこに入るかっていうと、なかなかそういう人もおられると思うんですけど、それ以外の方もおられるので、同んなじ病気で集まった患者の方、それはプロの方じゃないので、ちょっと間違っただこと言ったりされるかもしれないし、だけど、そういう何というか、横の繋がりにっていうか同じ病気を持ってる人繋がりにっていうのがあると、やっぱりその心を開くまでの時間が早いと思うんですよ。

それで、先ほど言われましたんで、ちょっと認知症の病気なんかも、私もちょっと質問出したんだけど、5年に1回も変わらないんですね、専門職の方が。専門の。そうするとまたそれからまた新しく来られた方、一から振り出しっていう形で、なかなかその、この、行政の組織としては難しいところがあると思うんですけど、もうちょっと同じ病気で、例えば相談に乗ってあげる人、というように、その専門職ではないんですけど、資格もない人もあるんですけど、そこら辺の待遇を改善した方が、孤独・孤立、でちょっと秘密を隠したいというふうに、手は差し伸べられる可能性があるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

青木 委員長／

はい。いかがですか。

八本 室長／

はい。ありがとうございます。手嶋委員がおっしゃられる通りで、なかなか行政のそういった、異動等で変わったりとかってところで当然そこで支援といいますかそこが取り入れるなりませんし、あるいは、ちょっと相談される側のぼうの意識として、なるべく知られたくないみたいなどころもあって、お話がございました。

そういったところにつきましてもちょっとすいません回答をちょっと今持ち合わせてないんですけどもそういったお声をですね、いただく中で、ちょっとこちらの方としても、それを、現状の方もしっかりと把握させながら、関係課等の方にも共有させていただいて、どういった取り組みができるのかということをしかりと考えていきたいと思っておりますので、また引き続きよろしくお願いたします。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。

では、DAICHI 委員、はい、お願いします。

DAICHI 委員／

現在検討中の事業の「(4) 家庭内援助に関する理解を深めるための情報の提供・研修の実施・普及啓発活動について」の質問です。「ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しやすくするため、SNS上にチャットにより交流できるコミュニティの場を提供する」と文言が書かれておりますが、現在もこのコミュニティは存在をしておりますが、高校生なり、中学生なり、管理できているのかといえとそうではありません。場所を提供するだけでは全く意味がないと考えております。

県として、この場所を提供するだけでなく、それを普及、なり、それをお知らせするために、周知させるために、どのような活動を行うのか、教えていただきたいです。

青木 委員長

コミュニティの場を提供するだけでなく、ということですが、よろしいでしょうか。

森 課長補佐／

はい、ありがとうございます。家庭支援課ですけど、コミュニティの場を作るだけでなく、広報していかないといけないっていうのはおっしゃるとおり、その通りだと思います。一応はその県のホームページですとか、あとはマスコミへの資料提供ですとかそういったことを今の時点

では考えておりますけれども、もう少しこううまく皆さんに知っていただくような取り組みというのは、正直これから検討していきたいと思います。その、設置するだけではなくてですね、そこにアドバイザー的な人を配置してですね、当初の、コミュニティーに参加してくださる人に、いろんな有益な情報を与えてあげたりですとか、不適切なやりとりがないように、その場を管理したりという人を配置したりですとか、そういう取り組みをしていきたいとは思っていますけれども、周知については、またちょっと、今後多くの人に周知できるようにとか、また検討していきたいと思います。

青木 委員長／

よろしいでしょうか。はい。他は、さっきを手を挙げていただいていた、お願いします。

伊井野 委員／

すいません先ほどのピアサポートの件で補足なんですが、実際にピアサポートの育成というところを目指していただきまして、すごく、私は嬉しいなと思っています。実際にですが、医療的ケア児のピアサポートの事業で県のほうで、こちらのほうにサポートいただきまして本当に感謝しております。

実は最初にあります「同じ悩みを持つもの同士が」ということではなくって、それはあくまで核であるって、それが「地域で暮らしていくためのピアを探していく」という会の交流を今しております。

同じ悩みを持つ者なんですが、そういった当事者であったり、家族であったり、そういった方が地域で暮らしたり、障がいを知ってもらったりするために、その居場所づくりであったり、人づくりであったり、そういったところを求めて、ピアのサポートの活動に取り組んで、地域で暮らしやすいような声をかけてもらいたいような交流会を開催したいと。

一番障がいを持ってても、なかなか先ほど言われたように、こちら側から「こういう障がいを持ってます」ということはなかなか言いづらい、声が上げ辛い状況があります。ただそういうことではなくって、それも含めて、地域でこんな方がいるんだというところで、誰か、お力になって、いただける仲間を探すという、この事業というのは本当に手探り状態でもありますし、それから本当に頑張っておられる家族であったり当事者である。家族についてについてはですね、そういったところが本当に「やれ」っていうことではなくて本当に藁をもすがるような形のもののピアを探したいということで、ご支援をいただいているというのが現状でして、実は去年の9月に医療的ケア児などの条例が施行されまして、鳥取県でもその会ができました。

どうして暮らしていくのかなというときに、そういったところで県のほうから補助、サポートいただいたり、やっぱりそういったことで、少しずつその前に進んでいるような状況があります。そういったところで本当にこういったサポートで、人、もの、家庭、そういった場所づくりっていうのが本当に必要なことがありますので、ぜひこのピアサポートの重要性っていうのは、受け止めていただいて、この中に、中に入れていただければと願っています。以上です。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。そろそろ議論を、はい、どうぞ。遠藤委員ですね。

遠藤 委員／

すいません、お時間なんで申し訳ないです。ピアサポートのことでさっき「助成金がある」とかっておっしゃいましたけれども、不登校やひきこもり、ひきこもりはピアサポートの会ありま

すけど、不登校の親の会と違って本当に手弁当で、参加してくださる方に、100円だけいただいて、安心してほっこりしてもらうために飲み物やお菓子をちょっと用意して、場所も借りて、なので、自分が主になることもある中、皆さん今まで頑張ってきておられます。米子の方ではその社会福祉法人の社会貢献事業の中に入れてもらって、居場所を借りておられる方とか、あとは倉吉の会は、主になっておられる方は、体調崩されて今活動しておられません。鳥取の方も、脳梗塞で倒れられて活動しておられません。

その中で私たちは自分たちで何とか活動を続けたいと思って、NPO法人を作ったんですが、これも結構大変です。啓発、理解啓発とか、いろんなことを知ってもらおうと思って何かをしようとするとお金がありません。なので、県社協の助成金を申し込んだりとか、いろんな助成金を探しながらかつていう中で法人格が必要だということ、無理をして、みんな仕事をしている中で、ボランティアでしています。そういう活動をしている団体もあるってことを知っていただきたいですし、結構、支援してあげたいっていうか、してあげたいことと、して欲しいことが、すごく差があるっていうのが大きいです。

特に不登校やひきこもりの方って、その状態が安定している状態だったりするんですね。我が身を守るためにひきこもっている、不登校になっている、という状況の中で、「働いたほうがいいんじゃないか」とか、「学校行ったほうがいいじゃないか」とか、本当にしんどいんです。

その差もあるので、必ずその本人の声も聞いて欲しいですし、経験者の声も欲しいと思います。たくさん事例を出させてもらったんですけども、扱う文書の中では伝えていないことっていっぱいあるんです。それを実際に、その人たちの場に行って、会の中に行って聞いて欲しいと思います。聞いて、何を求められておられるか、どうして欲しいかっていうのは、やっぱり本人たち、それを経験した人の声を、聞いて欲しいというのがあります。

あと、相談できる場に行ける人はいいです。そこに行くまで、相談する力ってすごい必要なんですね。あの親の会に行くだけでもすごく勇気がいります、悩んで悩んで、それでも何とかしたくて、なので私たちは来てもらったときに、「あっ、また来たいな」とか、「相談してよかったな」って思ってもらうために、たくさん色んなことを研修したり、相手を傷つけないように気持ちを受けとめるための色んなことを学んだりしているので、そういう研修会とか、お子さんの相談窓口の方とかに、受けとめてもらえるような、「頑張ったね」って「お母さん頑張ったね」って言ってもらえるだけで救われるので、そういう研修とかしてもらえたら本当にありがたいと思います。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。事務局のほうでコメントとかありますか。

八本 室長／

はい、ありがとうございます。遠藤委員の方からお話ありました、このピアサポートのほう、推進していく、中ではそういった、手弁当をね、されてると、というようなお話もございましたし、相談するにはその力が必要だということのお話もございました。

実はこの条例を作る中でも、委員の方からもそういったお話がありまして、やっぱりある程度その相談するために声を上げるためには、ちょっとやっぱり、元気、「ちょっとした元気にならないと、なかなか声も上げれないんだ」というところもございました。

そういった方々が、よりその声を、あげやすい場、あるいはそういう声を拾いやすい場っていうところ、という意味づけでもこういうピアサポートの通りっていうのは必要なんだろうと思いますので、あるいはちょっと遠藤委員のほうからもそういったところの皆様方の声をしっかりと聞

いて欲しいということがございました。あるいは研修の方も必要だということもございました。

どういった、県の方、行政の方としてもどういったそのお手伝いといいますか、ができるのかっていうあたりもしっかりとちょっとまたお話をお聞かせいただきながらですね、どういった取り組みができるのかってということもあります、ちょっとその辺りもまたちょっとお話をお聞かせいただいて、しっかりとした取り組みしていきたいと思います。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

はい、では高垣委員、お願いします。

高垣 委員（智頭町 福祉課 参事）

すいません高垣です。市町村のことにに関してなんですけれども、この重層（的）支援体制整備事業ですとか包括的支援体制、強化事業、乗っかっていない町村が、取り組んでいないのかっていったら、そうではなくて、どうしても体制が取れなかったり、委託が、先があるかないかとか、その町村それぞれがすごく悩んでやってる、ところはあると思うんです。

で、これ（注：資料4「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例制定を受けた事業の検討」）が出てしまうと、「うち載ってない。駄目なんだ。駄目なんだせっかく使えるいい条例なのに」ってって思われるんじゃないのかなってというのは、ちょっと一つ心配です。

なので、そういう取り組みまではいかないけど思いを持ってる町村もたくさんあると思いますので、そのところが、落ちないようなことがしていただけたらなと思います。

あと、アウトリーチの訪問事業を、始めてるんですけども、この事業は、まさに出向いて行って、緩く、長く繋がるっていう関係が、できるようになりました。

で、やっぱり最初「知られたくない」、「嫌だわっ」て言ってた方も、何回かの訪問になると、「まああんだったら」というような感じで、いう繋がりがゆっくりでき始めた、のはこの事業ができたからだと思っていますので、そういった良いところも、いろんな町にしてもらって、この事業がもう少しこう、みんなが取り組みやすく、なってきたらいいなと、思います。

市町村って様々ですので、何とも言えないんですけど、一応重層（的支援体制整備事業）のところではそういうふうな思いがあります。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。はい。いいですかね、他は、もうそろそろ時間なんですけどまだご発言いただいてない。はい。いらっしゃいましたら。

はい。お願いします。

大谷 委員／

すいません、終いに。ちょっと厳しいお話なのかわからないんですけど、一つは私たちこうやって団体、もう40年、50年っていう団体が、かなり昔からありまして作ってるんで、その当時は何もない時代で、だから親たちであったり本人さんたちが、困ってるものを解決しようということで作られた、元々はそういう団体なんですけども、現在はすべての団体が、会員が3分の1。もう半分、3分の1というような状況になります。

一つ原因については、目標がないという、これ正直な話をちょっとさせていただきます。前は知的（障がい）であれば、行くところがないから、みんなで頑張って、エイ・エイ・オーで入所施設作ろうとか、介護のほうであれば、行くところがない、介護施設を作ってもらおうような働きか

けをとか、いろんなそういうことで、皆さんが団結して、そういう難しい問題を考えずに、本当に取り残しじゃなしに、取り残されずに自分たちも参加するっていう時代があったんですよ。今はそういうものはない。

でも、市町村の窓口で、障害者手帳であるとか介護の話が来たときに、「こういう団体さんがありますよ」って一言ちょっと、支援をしていただくことによってその人たちにとっては、ひょっとしたらそこと、行けばかなり解決される問題っていうのも多くあると思います。私も、現会員の方から結構連絡を受けて、本当に難しい話をいろいろ話すことがいっぱいあります。

でも、その人たちにとっては、そのここのちょうど狭間にある部分が、何とかぎりぎりの線で補えているという部分にあると思いますので、是非とも、こうやって条文が出来たということもあるんですけども、市町村の窓口、また市町村の障がい者支援担当の方々に、いろんなそういう団体があって、何をやっているかっていうことをその人たちに教えていただくということにしていることで、多分この狭間にある方達を、減らすこともそれだけでもできると思いますので、特に、若い方々というか、学校がまずノーアウトの中で、私たちは一切、入ることもできませんので、教育現場の方の障がいのある方たちの話し合いとか、一切昔と違って今は全く、お願いしても入れない状況ですし、で、いろんな場面においていろんなところから、個別の状況下で本当に大きな壁ができてきましたので、せめて市町村の窓口に来られた時にでも「こういうことがありますよ」っていう広報していただいて、繋いでいただくことで、本当に、救われる部分もかなりあるかなと思いますんで、ヤングケアラーの方も、やはりそういうのを、こういうね、いろいろ団体も出てきたので、悩まずに、ちょっとここに、行っちゃくなったら聞いてもらえるよ、とかあると思いますので、是非ともその辺にも力を入れていただければと思いますので、すいません、よろしくお願いします。

青木 委員長／

はい。ありがとうございます。はい。そろそろお時間が迫ってきておりますが、最後にもうひと方、もしありましたら。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、この審議事項3のですね、条例の制定を受けた事業の検討状況について確認させていただいたということによろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

3 報告事項

・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」等について

青木 委員長／

それでは続きましてですね、報告事項の方へ行かしていただきたいと思います。

鳥取、孤独・孤立対策、官民連携プラットフォーム等についてですね、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

八本 室長／

はい、資料の5をご覧ください。「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」についてであります。

まず、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定の過程におきまして、国の方がコロナ禍によって孤独・孤立が深刻化してきたということで、対策の重要性を打ち出しをしました。この動きは本県の条例と、国が目指すという理念が通底する、通じ合うというところもございますので、関連した動きということでご報告をさせていただくものでございます。

このプラットフォームの設立の趣旨でございますが、1番のところに書いてございますけれども、孤独・孤立の問題について行政のみ、あるいはNPO法人や社会福祉法人などの支援機関単独では対応が困難な実態があることから、官民の多様な主体が幅広く参画し、取り組みを推進することを目的としております。

2番のところに記載の民間支援機関等によりまして、構成されており、3番の方に記載がございまして、昨年9月に、このプラットフォーム設立をさせていただいて、12月に第2回の会議を開催し、県の方が設置をしております相談窓口から必要に応じて、構成機関につないだり、構成機関で対応が困難な案件につきましては、県の窓口を通じて、適切な相談窓口に繋ぐというようなことを、関係機関、構成機関のほうと申し合わせのほうをさせていただいたり、あるいは情報共有、それから意見交換、こういったところを実施をさせていただいております。

それから4番、の方で、国の動きのほうをまとめております。

(1) 番の方に書いておりますのは昨年、令和3年12月に孤独・孤立対策の重点計画、策定されて国の方ですね、これ、この中で「孤独・孤立は当事者の自助努力にゆだねられる問題ではなく」、「社会全体で対応しなければならない」、あるいは「声を上げやすい環境整備」といった、基本的な理念を掲げておりますけれども、これらは、本県のこの条例とも通じるものとなっております。

(2) の方でございますけれども、このプラットフォームの設置が、令和4年の2月の方にされておりますけれども、会員協力会員賛助会員からなる構成員から構成されております。この孤立対策官民連携プラットフォームを設置とされて、ワークショップやシンポジウムの開催、あるいは、分科会の開催を活動内容とされております。

(3) 番でございますけれども、孤独・孤立の実態把握のための全国調査っていうのは、国の方が実施しております、令和4年4月に結果を公表されております。はい。

2ページ目の方でございますけれども、令和5年の内閣官房の、令和5年度の予算の状況でございますけれどもこちらの記載の通りでございますし、(5) 番、こちらの方は、この国のプラットフォームの取り組み予定のほうに記載させていただいております、こちらの記載の通りでございます。

すいません、ちょっと括弧これちょっと番号が間違っております。これ(6) 番でございますけれども、国の方の、あと今後に関係してくる大きな目標といたしまして孤独孤立対策推進法案、これが先月3月に閣議決定をされたところでございます。

この法律ではこの分野、法律によって、心身に有害な影響を受けている状態にあるものへの支援等に関する取り組みについて、基本理念や国等の責任、施策の基本となる事項、などを定めるもので、来年、令和の6年の4月に施行というふうになっております。

地方公共団体の方には、孤独・孤立状態に本ある当事者への施策策定や、実施の責務を有し、必要な啓発活動、相談支援推進、関係機関で構成される協議会の設置に努める、というようなことを規定した内容が、盛り込まれるということになってございます。

5番の所では、関連した県の動きということで、孤独・孤立対策を検討の部局横断的に実施するためのプロジェクトチームを、昨年2月、立ち上げております。これは当方の統括監をチーム長として関係部局で構成し、これまで3回、会議を開催するなど、情報共有を図って取り組みのほうを推進するというふうにしております。説明は以上でございます。

青木 委員長／

はい、ありがとうございました。今の説明に対して質問とかご意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

藤田 委員／

あの、ちょっと、疑問というか、この審議会と、このプラットフォーム、の関わりですね、そうすると互いに、どのような意見が出たのか、とか、どのような意見がね、お互いに出たのかとか、そういうのは、全く別々というか、情報は、情報は入らない感じなんですか。

何かこの、ちょっと、私にはよく理解できなくて、別々に動いているのか、連動して動いているのか、名前は同じようなのに、何か、メンバーも違って、どのような内容をお互いに、どのような意見が出ているのか、その中で、というのが入ってこないというのは、入ってこないですよ、私が知らないだけなのか、やっぱり連動してたほうが、よりいいかと思うんですけど、その点はどう、どのようになるんでしょうか。

青木 委員長／

関係性のところですね、よろしくお願いします。

八本 室長／

この審議会とこのプラットフォームの動き、ていうことでございますか。

で、あのう、ちょっとこの審議会とこのプラットフォームっていうのは元々そのちょっと設置の趣旨とか目的が違うんですが、おっしゃる通り、ただ取り組みを進めていく上では、やはりその、ちょっとプラットフォームの方では、各支援をされてる機関等々の情報共有とか、意見交換させていただいて、その取り組みの、まさにそのプラットフォームとして取り組み、連携を強化していくというような目的になっていくわけですけども、ただそこで出てくるご意見で、当然いろいろ取り組みをし、強化するとか実施したほうがいいというようなものも当然出てくると思いますので、そういったものを例えば、こちらの方で考えていく、そしたら、やはりここの審議会の方の皆様方のご意見を伺ったりとか、というところの場面もちょっと当然出てくる場面もあろうかと思えます。

ただ、ちょっと審議会も今日ちょっと立ち上げさせていただいたところでございますし、プラットフォームも昨年ちょっと立ち上げたようなところでございますので、そこはちょっと進め方はちょっと上手にしていきたいかなというふうに考えております。

青木 委員長／

ありがとうございます。よろしいですかね。

他はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

4 その他

・今後の予定

青木 委員長／

では最後ですかね。その他の今後の予定について説明をお願いいたします。

八本 室長／

資料6をご覧ください。今後の予定でございますが、第2回、こちらの8月から11月ぐらい、に開催してはどうかというふうに考えております。で、主な審議をいただく内容といたしましては、令和6年度に取り組むべき施策と、ということで、それ以外につきまして、またちょっとという

いろとですね、こういったことを審議させ、していただいた方がいいということが出てくれば、そちらの方にも加えさせていただきたいという、思ってますが、主にはその令和6年度の取り組むべき施策っていうところを、審議いただきたいと、いうふうにそういったことを目的とし、主といたしまして、会議、会議の開催をこの時期に考えていきたいと思っておりますし、翌、令和6年の1月から3月につきましては、またちょっと必要、議題に応じましてですね、開催方法、またちょっと検討していきたいというふうに思いますので、ちょっといろいろ開催させていただく中でご意見いただいて、審議いただくようなことが出てくれば、時期に応じて、開催のほうをさせていただきたいと思っておりますが、当面の予定はこういうふうに考えております。

青木 委員長／

はい、ありがとうございました。今の特に、予定のほうですね、何かご質問等ございませんでしょうかあるいはご意見ありませんでしょうか。

はい、どうぞ、平井委員。

平井 委員／

ありがとうございます。会期の日程調整がいつも直前でっていうか、多分皆さんお忙しいと思いますしご都合もおありだろうとは思いますが、かなり、例えば1か月2か月ぐらい前に決めていただいたら、万難を排して参加をいたしますので、是非そのようにしていただくと私は嬉しいんですけれども、すいません。ちょっと私の個人的な感想ですけれどもよろしくお願いたします。

青木 委員長／

はい、ありがとうございます。早めに日程調整をと、はい。これは要望で、よろしくお願いたします。

八本 室長／

はい、すいません。今後、すいません、そのあたりをしっかりと改善させていただいてですね、皆様方お忙しいなかで、こういつて集まっていたと、ということでございますのでなかなか日程調整の方もですね、当然、なかなかつかないということでございますので、であるからこそこちょっと早めに日程調整を2回目以降、させていただくということで、たくさん審議会の皆さん方がこうやってご参加いただけるような日を、設定させていただくように、あらかじめというか、余裕を持って動いていきたいと。すいません、この度ちょっと急なご案内となって申し訳ございませんでした。

青木 委員長／

ありがとうございました。他よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。福島委員。

福島 委員／

失礼いたします。最後、申し訳ありません。この推進条例というのは県民全員が考えていくことだと思えますと、今日、松本副局長さんや伊井野さんがされておられるような、あいサポートのように、これはオレンジリボン、何らか皆さんが意識しやすい、こうキャッチフレーズといいましょうか、わかりやすい、このバッジを付けていたら「あいサポートを理解しているよ」って

ということになる、オレンジリボンを付けていたら「あなたの声を評価しない、何も評価しないで声を聞きますよ」ってということになるので、そういう、こう作っていただけたらうれしいなと思います、質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

青木 委員長／

はい、ご意見をいただいたということでいきたいと思います。

他はよろしいでしょうかね。はい。

それでは予定については資料6の通りですね、この予定でということで確認をいたしました。

はい。本日本日予定されていた議事はすべて終了いたしましたので、進行をですね、県の方にお返しをいたしますのでよろしくお願いいたします。

松本 副局長／

青木先生、委員長、お疲れ様でした。また委員の皆さんも様々に熱心にご意見いただきまして、ありがとうございました。しっかり今日のご意見をもらいまして、条例の実効性を高めていきたいと思います。

それでは本日の審議会をこれで終了いたします。どうぞお気をつけてお帰りください。

オンラインで参加いただいた委員の皆様も退出していただいて結構ですのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。